

社会福祉法人宇部市社会福祉協議会

会員規程

(目的)

第1条 この会員規程は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第33条第3項の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 本会の会員とは、次の各号に掲げる区分とし、宇部市に居住する者及び本会の趣旨に賛同して会費を納入する者をいう。

- (1) 一般会員（世帯）
- (2) 賛助会員（個人）
- (3) 団体会員（社会福祉関係機関、団体及び施設等）
- (4) 特別会員（会社・法人及び事業所等）

(会費)

第3条 本会会員は、次の各号に掲げる区分により会費を納入するものとする。ただし、会費は年額とする。

- (1) 一般会員は、一口当たり400円
- (2) 賛助会員は、一口当たり1,000円
- (3) 団体会員は、一口当たり3,000円
- (4) 特別会員は、一口当たり10,000円

2 会費は、毎年度3月末までに納入するものとする。

(報告等)

第4条 本会は、本会の会員に対し、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 本会の毎年度の事業計画の報告及び予算、決算の報告
- (2) 本会の発行する機関誌等の配布
- (3) 本会の実施する大会、研修会等の諸行事の案内

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。これにより、平成21年5月25日施行の会員規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。